

一般廃棄物最終処分場（焼却灰等埋立跡地）に係る多目的広場の利用基準

【利用基準】

以下の条件を付して公募により特定の者による利用に限定する。

- ① 利用に際しては、団体の登録を必要とする。
 - ・ 10名以上で会員の半数以上は枚方市に在住・在職・在学の方が含まれる団体とする。
 - ・ 会員全員がスポーツ安全保険及びそれに類する保険に加入していること。なお、団体の代表者は成人とする。
- ② 登録にあたっては、市が実施する現地見学に各団体(2名まで)の代表者は参加すること。
また、団体の代表者は、利用に係る一切の責任を負い、その範囲は会員に限らず会員が未成年の場合はその保護者も含むものとする。
なお、利用内容等を遵守できていないと認められた団体は、登録を取り消すものとする。
- ③ 団体登録の有効期限は1年間（年度単位）とする。
利用申込日は、6か月単位で一括受付し、東部清掃工場において抽選により決定する。利用日は、最終処分場維持管理のため毎週、月曜日（祝休日の場合は次の日、次の日以降も祝休日が続く場合は最初の平日、ただし土曜日は除く。）、金曜日（祝休日の場合は前日、前日も祝休日の場合は連休直前の平日、ただし土曜日は除く、なお、維持管理日が2日連続するときは、2日目は利用可能日とする。）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とする。また、気象条件（午前7:00時点で暴風警報又は大雨警報が発令されている場合）や周辺の状況等について変化が生じた場合は、暫定利用を禁止する場合がある。
- ④ 利用単位は1日・1団体とし、9時から17時までとする。
なお、利用料金については、暫定利用期間中は無料とする。
利用者の都合により利用をキャンセルした場合は、当日の利用はないものとする。
利用時は、他の者が出入りしないよう必ず施錠管理し、利用後の整備及び仮設トイレの清掃を行うこと。(10L程度の水を用意し清掃・補充を行うこと。)
- ⑤ 建築構造物（物置、フェンス等）の設置は認めない。
- ⑥ 場内で発生したけがや事故、盗難等については、代表者が適切に処理し、東部清掃工場まで報告すること。
- ⑦ 鍵の受け渡し場所は東部清掃工場とし、許可書の提示により貸与を行う。
なお、土・日・祝日については守衛室で対応を行う。
鍵の返却時には、利用終了報告書を提出すること。
- ⑧ 団体登録者及びその保護者以外の者の施設内の立ち入りは禁止する。
- ⑨ 駐車場の駐車できる台数は概ね10台とする。
- ⑩ 利用時における動物・ペット等の持ち込みは一切禁止とする。
- ⑪ 利用区域内の草引き(草刈り含む)についてグラウンド整備として利用前に10分程度(4.5L袋を回収処理しやすいよう指定の場所に置くこと)実施すること。